

第 1 回北広島市市民協働推進会議 会議概要

日 時	平成 20 年 12 月 8 日（月）午前 11：00～12：10	
場 所	市役所本庁舎 2 階会議室	
出席者	委員 (5 名)	朝賀委員、奥委員、鎌崎委員、佐藤委員、中林委員
	事 務 局	三熊市民部長、菅原市民協働推進課長 市民協働推進課櫻井主査、佐々木主査
	傍 聴 者	なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱書の交付 3 市長あいさつ 4 委員・事務局自己紹介 5 会長、副会長の選出 6 会長、副会長あいさつ 7 確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民協働推進会議の運営について（資料 1、2） ◇ 「公益活動団体との協働指針」について（資料 3） 8 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 協働事業制度(案)について（資料 4） 9 その他 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 次回の開催日程について 10 閉会 	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 市民協働推進会議の運営について（確認事項） ・資料 2 市民協働推進会議設置条例 ・資料 3 公益活動団体との協働指針 ・資料 4 協働事業制度(案)について ・同【別紙 1-1】公益活動事業補助金制度の流れ ・同【別紙 1-2】公益活動事業補助金交付要綱（案） ・同【別紙 1-3】公益活動事業補助金交付事務要領（案） ・同【別紙 2-1】協働事業提案制度の流れ ・同【別紙 2-2】協働事業提案制度実施要綱（案） ・同【別紙 3】公益活動事業補助金制度と協働事業提案制度の比較 ・同【別紙 4】協働事業制度の策定から事業決定までのスケジュール ・その他 市民協働推進会議委員及び事務局職員名簿 	

1. 開 会

<事務局>

これより第1回北広島市市民協働推進会議を開催いたします。はじめに上野市長より委員の皆様へ委嘱書を交付いたします。

2. 委嘱書の交付

- ・上野市長から5名の委員へ委嘱書を交付

3. 市長あいさつ

<上野市長>

皆様おはようございます。本日は、年末の何かと忙しい中、市民協働推進会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃より皆様方には市政の推進にあたりまして、ご理解とご協力を賜りまして心より感謝申し上げます。

このたびは公募による委嘱ということでしたが、皆様方には快くお引き受けいただきましたことに厚く御礼申し上げる次第であります。

今、国の方では、第2次地方分権推進計画について議論が盛んに行われています。北広島市といたしましては、市民参加のより一層の推進を掲げ、市民の皆様方が中心となった協働推進懇話会で様々な議論のもと提言を戴き、「公益活動団体との協働指針」を策定いたしました。

この市民協働推進会議では、協働指針にもとづいて市が行います公益活動団体との協働につきましても様々な議論、提言を戴く中でより一層市民の参加に努めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

4. 委員、事務局職員自己紹介

- ・各委員、事務局職員の自己紹介を行った。

5. 会長、副会長の選出

- ・会長に鎌崎委員、副会長に中林委員を選出し全委員が了承した。

6. 会長、副会長あいさつ

<鎌崎会長>

お引き受けしたからには一生懸命この会議の完遂のために努力する所存でございます。皆様のご協力の程よろしく願いいたします。

<中林副委員長>

会長をアシストしながら、この会議が機能するように精一杯頑張りたいと思いますので皆様よろしく願いいたします。

<事務局>

- ・ここからの進行は、会長をお願いいたします。

7. 確認事項

◇市民協働推進会議の運営について

<会長>

それでは、市民協働推進会議の運営について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

資料 1（市民協働推進会議の運営について【確認事項】）にもとづいて今後の会議ルールなどについて説明。

<会長>

会議の運営に関する事など基本になるものなので、疑問な点があれば出して戴いて理解を深めたいと思います。

A委員：会議の開催のところで、市民に公開のもと実施するプレゼンテーションや報告会を開催すると書いてありますが、どんなものを予定しているのですか。

事務局：詳細は後ほどご説明いたしますが、協働事業に関する制度を設計いたしました。具体的には補助金や協働事業提案という2つの制度です。これらの制度に係る事業審査を推進会議の皆様に行っていただきます。その審査の参考として、事業の提案をしてくる団体からのプレゼンテーションの場を設ける予定です。また、事業が終了した後は、事業報告会を開催して事業の評価についてもこの推進会議に担っていただく予定です。ただし、これはあくまでも予定の段階です。この制度については、次回の会議において正式に諮問させていただきます。

B委員：あわせての質問ですが、予定している事業が沢山あると思いますが、どのように考えているのですか。

事務局：今のところ公募で事業を募集する予定です。ですからどのような事業が申請されるのかは、申請を受け付けてからでないと分かりません。

D委員：関連質問ですが、既に協働と言えるような事業が行われていると思いますが、そのようなものは、今回の制度の対象にはしないでこれから新規に出てくるものについてのみ審査するということですか。

事務局：この制度に関する審査、評価は、今後、新規に出てくるもののみです。既に市の各担当部署において、協働に該当する事業がいろいろな形態で行われてきていますが、これらは、それぞれの部署において要綱等を定めて実施しています。これらのものは引き続き実施していきませんが、これらの事業とは別に全く新規の切り口として実施いたします。

D委員：そうすると今まで継続してきた事業は、この推進会議で評価の対象外ということになりますか。

事務局：市と公益活動団体との協働については、協働指針の理念にもとづいて評価というものをやっていかなければいけません。ですから、今までやってきている事業についても別の切り口で評価をしていただきます。協働という大きな枠組みの中で評価していただきたいのです。そのやり方については、この推進会議の委員の皆様のご意見を聞きながら決めていきたいと思っています。

D委員：了解しました。

A委員：公募と言われましたが、私たち市民が知りえるための情報をどのような形で、いつ頃周知するのですか。

事務局：この制度にもとづき来年度に新規事業として実施する予定です。市民への周知方法は、広報とホームページで行います。制度のパブリックコメントを実施して、市民から色々なご意見をいただいたうえで確定します。その後に事業の募集をいたします。

市のホームページには、この推進会議のサイトを開設し、会議の情報やこれらの制度に関する情報も掲載していく予定です。

B委員：そういうことであれば、既に取り組みされている協働推進と思うものは沢山目につくのですが、具体的に協働推進という枠の中でやっているのですというものは、それぞれの部署が持っていると思うので、その辺をある程度整理して提供していただければ、私たちも勉強しやすいです。それがなくて、ただこの協働指針にもとづいてやってくださいと言われてもなかなか頭を巡っていきません。

C委員：実際に取り組みされている協働の件数はどれくらいですか。

事務局：平成18年度のデータですが、市全体の委託事業が106件あった中で、公益活動団体が受託したものが49件ありました。内訳は、社会福祉法人16件、社団法人12件、NPO法人8件、医療法人7件、財団法人6件です。

また、市全体の各部署が470の事務事業評価を実施しましたが、その評価項目の中に「民間等での実施又は市民等との協働について」というものがあり、その結果として、①その可能性がまったくないもの（法律等で行政が実施すると決まっている事業等）が253事業、②その可能がある84事業、③協働して取り組むべき28事業、④既に実施している105事業となっています。

B委員：数的には分かりますが、もう少しどのような事業をどのようにやっていてというようなもので、サンプル的な事例がないのですか。

事務局：具体的にペーパーにまとめたものがありますので、次回の会議に資料として提供させていただくことでよろしいですか。

B委員：お願いします。

D委員：その他の確認ですが、この会議で知り得た情報の秘密保持をどのように考えればよろしいですか。原則公開となっていますので、知人などにオープンにこの会議の情報を提供して構わないのですか。

事務局：個人情報保護条例がありますので、個人のプライバシーに関わることは、守秘義務が発生します。それ以外のことは、ホームページで会議の状況を逐次公開していきますので、近所の方にもこの様な議論をしていますと言うことで情報を提供して、又集めていただく活動をしていただきたいと思います。

D委員：心配なのは、会議で市から戴く資料は大変細かい部分まで出ていますが、それはどうなのですか。

事務局：この資料も会議録と同様にホームページに公開しますので心配されなくて結構です。公の議論をしているのですから。

D委員：その方がやりやすいです。

C委員：事業審査で複数の団体から申込みがあった場合に、競わして良いものをつくるというような考え方で良いのですか。

事務局：はい。団体からのプレゼンテーションを受けて各委員の審議を経て事業採択をしていただきます。

会 長：皆さんよろしいですか。

各委員：了解しました。

◇「公益活動団体との協働指針」について

会 長：2番目の「公益活動団体との協働指針」について事務局から説明をお願いします。

事務局：資料3（公益活動団体との協働指針）にもとづいて協働が求められる背景、必要性及び協働指針策定経過について説明。

会 長：申し訳ありません、この推進会議の設置条例についての確認がまだでした。事務局から

説明をお願いします。

事務局：資料 2（北広島市市民協働推進会議設置条例）にもとづいて推進会議の設置目的、所掌事務、委員報酬等について説明。

会 長：設置条例について何かご質問はありますか。

D委員：第 4 条で委員を 5 人以内としている理由は何ですか。2 点目は、これまでの様々な会議等においては、学識経験者やアドバイザーなどがいて、その他に市民公募委員で構成される場合が多かった様に思います。今回の会議は、市民公募だけで構成することになった理由は何ですか。3 点目は、今回 5 名以上の応募があったのか又、人選に関する過程がどうだったのか可能な範囲でお聞かせください。

事務局：1 点目の 5 名にした理由は、色々な会議がある中で、委員の数が少数でも大勢でもそれぞれ長所や短所があり議論の分かれるところです。今まで市民協働推進課が所管してきた「協働推進懇話会」10 名、「市民参加条例策定市民委員会」20 名という体制で 2 年近くに渡り運営してきた経験から、審議していただく案件や内容又検討から結論を出していただく期間によって、色々なケースを想定しなければならないことが分かりました。又、会議によっては専門的な知見を持ったファシリテーターが必要になることもあります。そこでこの推進会議の役割を考えた時に、市民の視点で事業を中立的な立場で見ていただきたいというのが重要な観点であります。そのための議論をスムーズに進めていただく人数としては、他市の同様の会議の状況も考慮してみると 5 名が適当であるという結論に至りました。

2 点目のメンバー構成についても学識経験者や団体推薦者を含めない、市民参加・協働を基本に考え市民の方だけでご議論していただきたいという結論に達しました。

3 点目の応募者については、5 名の定員に対して 7 名の応募がありました。選考については「委員の選考に関する要領」を作成して、本日ここにいる事務局職員が審査員となり、応募者のお名前を伏せて小論文審査を実施しました。テーマに沿った論述性などについて採点し上位点数から 5 名を選考いたしました。

D委員：分かりました。

A委員：最初の案内で調査等に行く場合の旅費は、その都度別途お支払いするとありましたが、そのような調査が考えられることがあるのですか。

事務局：事業の審査だけではなく、協働の推進に関する議論していく中で、例えば市民活動団体の活動の場が必要であるというケースもあると思います。そのような場合には、他市の市民活動センターの状況についての視察研修等が想定されます。

A委員：研修をしていただくことは良いと思います。

会 長：条例についての質疑はよろしいですか。指針についてはいかがでしょうか。後ほどゆっくり勉強することにして、前に進んでよろしいでしょうか。それでは、確認事項はこれで確認できたということにします。

次に報告事項について事務局から説明をお願いします。

8. 報告事項

◇協働事業制度(案)について

事務局：正式には、次回会議で諮問させていただきさせていただきますが事前に皆さんにお目通しいただいて、次回会議を円滑に進めたいとの思いから本日報告事項とさせていただきます。

資料 4（協働事業制度(案)）にもとづいて公益活動事業補助金制度、協働事業提案制度の設計の考え方についての概略を説明。

会 長：皆さんいかがでしょうか。

D委員：協働事業提案制度をこの会議で評価することは理解できますが、補助金制度も評価する理由が良くわかりません。むしろ教育委員会の会議で評価するものではないですか。

事務局：補助金につきましても、協働指針に掲げる具体的な促進策のひとつになっています。ですからこちらの推進会議で評価していただきます。

D委員：分かりました。教育委員会が所管している社会教育団体がありますが、その団体の殆どが公益活動団体に合致します。それらの団体への補助金等は教育委員会に出されていると思いますが、それと今回の補助金制度の位置付けはどうなりますか。

事務局：今回の補助金の事業対象団体は、特定非営利活動促進法（NPO法）に掲げる17の活動分野に関する事業を行う公益活動団体としています。その活動分野の中に社会教育、芸術・文化、スポーツ、まちづくりも含まれています。この分野が教育委員会所管の生涯学習支援事業補助金と重なってきます。市の別々の部署からひとつの事業に対して補助金が支出されることは不味いだろうという議論をしました。現時点では教育委員会と具体的な協議の場を設けていませんが、こちらの補助金の方に統合していくという考え方で打診していく予定です。

この補助金は来年度から実施しますが、とりあえず重なった事業が申請されましたら先行着手している教育委員会の補助制度を優先いたしますが、公益活動というひとつの枠の中で段階的に一本化していく予定です。又、そうしなければいけないと思います。行革の観点から財源のことも含めて検討していきます。その方向性についても皆様のご意見をいただきたいと思います。

A委員：来年度のこの補助金の予算枠はどれくらいですか。

事務局：財政当局には300万円で要求しています。

D委員：2つのコースがありますが、あわせてですか。

事務局：はい。

A委員：分かりました。

会 長：この件については、諮問を受けてから詳細の議論することによろしいですか。

各委員：了解です。

会 長：その他について事務局からお願いします。

9. その他

◇次回の開催日程について

事務局：今回は、本日配布した資料をもとに協働事業制度について議論していただきますので、それまで十分時間を取りたいと思います。日程調整について、皆様のご都合を確認させていただきます。

各委員：基本的に水曜日の午前中であれば良いです。

事務局：それでは水曜日の午前中を会議開催の基本とさせていただきます。今回は、平成21年1月28日(水)午前9時半から開催いたします。

各委員：了解しました。

会 長：本日はこれで終了します。皆様大変お疲れ様でした。